

しちのへ 農業委員会 だより

第13号 (通巻第18号)

2011(H23)年 10月1日発行

発行 七戸町農業委員会

編集 編集委員会

所在 七戸町字森ノ上 131番地 4

電話 68-2967(直通)「内線 260・261」

FAX 68-2486

発行部数 6,100部

平成23年青年交流会 中央公園バーベキューハウス前で参加者と結婚相談員の皆さん



(ピザを作ってます)



(餃子を作ってます)

今年で3回目となる七戸町青年交流会が8月28日(日)ふれあいセンターで行われました。
今年「町の食材を使って料理を作ろう!」をテーマに交流会を開催しました。料理はピザ・餃子作りです。はじめにみんなでピザ作りに挑戦しました。材料のピーマン・タマネギ・アスパラ等の切り方から始まり生地へのトッピングが終わりオーブンで焼き上げましたが、1枚目はオーブンの使い方のミスで気がついたときすでに遅く、下が炭となりみんなで笑い転げました。2枚目からはばっちり成功しました。ピザを焼いている間に、餃子作りへ取りかかりました。女性相談員に手伝ってもらいながら生地作りから始めましたが、皆さん悪戦苦闘のすえ、なんとか完成までこぎつけました。その後、できた料理をバーベキューハウスで試食し、ゲームを交えながら交流を深めました。短い時間での交流会でしたが、楽しい一時を過ごせたと思います。交流会が出会いのきっかけになってカップルが誕生してくれることを願っております。

七 戸 町 農 業 委 員 会 委 員 紹 介

農業委員会は選挙委員と選任委員で構成されています。七戸町は選挙委員15名・選任委員8名で23名となっています。選任委員は各農業団体から推薦された4名（ゆうき青森農業協同組合・十和田おいらせ農業協同組合・南部農業共済組合・榎林土地改良区から各1名）と議会から推薦された4名となっています。

よろしくお 願 い し ま す 。 任期 平成23年7月20日から平成26年7月19日まで



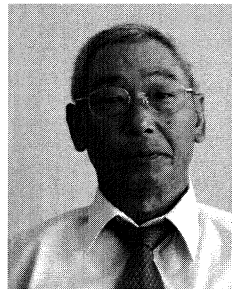
遊休農地対策委員長
小栗 作之丞
(選挙・道地川目)

昨期に続き遊休農地対策委員長になりました。耕作放棄地対策や農業・農村が抱える諸問題はもちろんです、遊休農地対策を中心に全力で取り組みたいと思います。



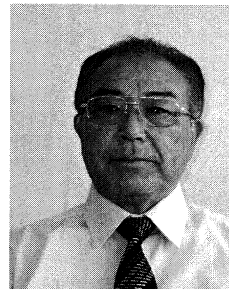
農地利用集積検討副委員長
上野 貞次郎
(選挙・尾山頭)

「後継者不足と遊休農地が課題」
町農業委員会は3年間の任期内に担当地内をパトロールするというのが委員の一番の職務ではないだろうか。今年も町内の全域を農業委員が7班に分かれて調査に当たっています。後継者不足と遊休農地対策は切り離せない問題でありますので、委員会で協議し一つ一つ解決していきたいと思ひます。



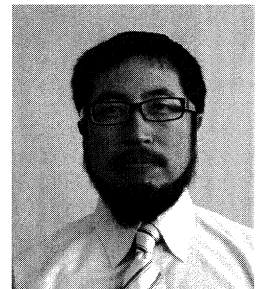
農地利用集積検討委員長
金見 肇
(選挙・荒中見)

希望・生産・収益性の高い農業を経営するためには、先ず農地を大切に守り地域の農業者と共に有効利用に努めます。農業後継者が安心感と大きな夢と将来構想を持って就農出来るよう、私達は農業委員として、周囲の相談相手になり、そして、農地の確保や地域の自然を守り農業に大事な清水を大切に守り安心して安全な作物の供給に努めていきたいと思ひます。



会長職務代理
高田 武志
(選挙・上川目)

震災、原発事故、風評被害、台風被害、被災農業者は・・・。
日本列島重大事態です。このことに対して国民は「同情の言葉より実質的な援助」が必要に思ひます。当町における農業は、特産作物の高位、高品質生産、6次産業化は元より、農業体験農園、農家民泊による教育旅行等「国民皆農」に向けての取り組みが必要です。地域農業者の信頼と期待に応えるために頑張ります。



会 長
天間 正大
(選挙・道ノ上)

優良農地の保全、確保、そして有効利用、集積を通じて地域で頑張っている農家を支援し、次世代を担う後継者の育成にも力を入れて行きたいと思ひます。農業委員会はどんなことをしているの？と聞かれることがあります。農業・農地全般に渡り幅広い仕事を行っています。紙面を通じてお知らせいたしますが、疑問に思うことがありましたら窓口にご相談にいらして下さい。

農 業 委 員 憲 章

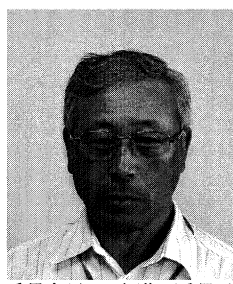
一、農業委員は、農業・農村・農業者の代表として、新基本法農政の推進に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員は、食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員は、意欲ある担い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。

一、農業委員は、地域農業の持続的発展のため、認定農業等の経営支援を強化し、農業・農村の振興に努めます。

一、農業委員は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします



委員会だより編集副委員長
氣田 勉
(選挙・荒中見)

地域の代表として農地・農業・農村を守り、ヤングファーマーを応援していきたい。



委員会だより編集委員長
天間 俊一
(選挙・十字路)

農地パトロール等により、耕作放棄地の解消に努めると共に、農地の利用集積と意欲ある担い手を育成し、地域農業の発展に努めます。



遊休農地対策副委員長
松山 茂
(選挙・白石)

農地は環境保全や代替エネルギーの生産等々、社会に多様な貢献をしています。優良農地の確保は必須、復元困難な農地所有者への指導を含め遊休農地対策に取り組みます。

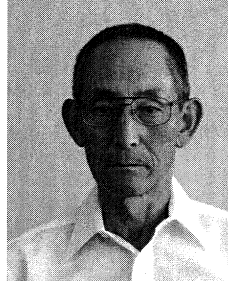


年金加入推進部長

天間 六朗

(選挙・一本木)

日本農業に欠かすことの出来ない優良農地の保全確保と農地の担い手への農地利用集積、その為には遊休農地をなくし集積農地の有効利用を第一に図って行きたいと思っています。

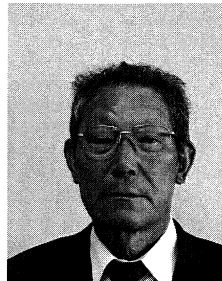


ローズカントリー理事

天間 敏行

(選挙・天間1)

後継者の育成そして地区集落の活性化のために頑張りたいと思います。



ローズカントリー理事

浦田 守

(選挙・七戸蒼前)

おいしい野菜作りの農家の方を応援します。



鳥谷部 長作

(選挙・天間4)

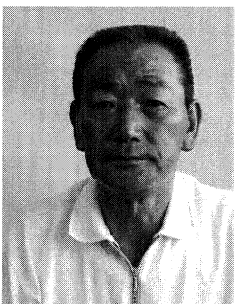
平成21年12月に農地法が改正され農地の利用状況調査の実施が義務づけられたことから、遊休農地の発生防止に積極的に取り組んでいきたいと思っています。



中村 助定

(選任・土地改良区)

耕作放棄地対策に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

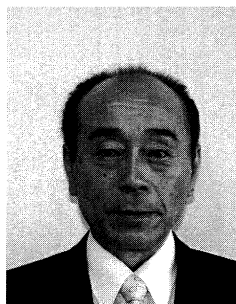


年金加入推進部長

瀬川 秀義

(作田川目)

地区の代表として無駄のない農用地利用に努め自給率向上と遊休農地解消に取り組んでまいりたいと思っています。

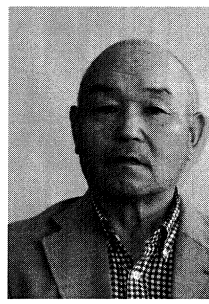


遊休農地対策委員

岡村 茂雄

(選任・議会)

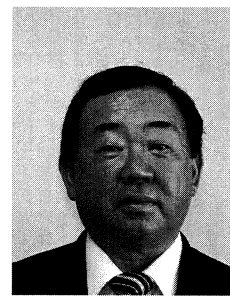
基幹産業である農業は町の活性化に影響しますので、微力ではございますが、皆さんと一緒に頑張りたいと思います。



鳥谷部 隆男

(選挙・鳥谷部)

後継者育成と農地の無断転用防止に努めたいと思います。



山田 正

(選任・農業共済組合)

活力ある農村・農業、生き甲斐のある農家づくりのために頑張ります。



和田 明彦

(選任・農協)

大地からの恵みのありがたさに感謝し、次世代の耕作者と共に、日本の農業を維持・存続させなければならぬと考えています。



委員会だより編集委員

駒嶺 純一

(選任・議会)

遊休農地を担い手に利用集積して、地域農業の振興に努めたいと思います。



二ツ森 圭吉

(選任・議会)

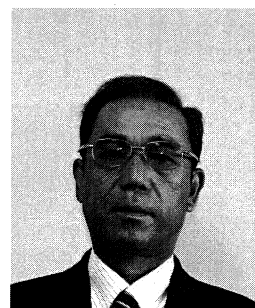
農地法に基づいた適正な農地の管理及び遊休農地の有効活用を合理的に推進するため地域の皆さんと共に協力していききたいと思っています。



福田 定右衛門

(選任・議会)

厳しい農業の現況を認識し、勉強し農業者の抱えている諸問題と一緒に、いくらかでも軽くしていけるよう頑張ります。



檜山 健悦

(選任・農協)

長年の農協運営に携わってきた経験を生かし、農業者の皆さんのために一生懸命頑張っていきたいと思っています。



農地利用集積検討委員

工藤 章

(選挙・川去)

農業及び農家の利益代表者として意見を述べ、農地の有効利用や担い手の育成等、地域農業の振興を図り、農政活動に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

農地法Q & A

Q 耕作するために農地を買う場合には、一定面積以上にならないと許可されないという聞いていますがどうしてですか。

A 農地の売買等に対する許可の基準の一つに「農地の権利取得後の経営面積が原則として都府県50アール、北海道2ヘクタール以上になること」という規定(農地法第3条第2項第5号)があります。これは一般には下限面積制限といわれているものですが、これが設けられているのは①下限面積に満たないような零細経営の農家の場合、多くは農業で自立することは困難であり、農業の生産性も低く農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいこと②限りある農地の効率的な活用を図っていくためには農業者として農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ零細なわが国農業経営の規模拡大と構造改善に資することが国の対策として重要であることによります。

ただし、権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合には、この下限面積の例外として下限面積に満たない場合でも他の基準を満たしていれば許可を受けることが出来ます。

詳しくはお近くの農業委員又は農業委員会事務局へお尋ね下さい。

【あなたの地区の担当農業委員(農業委員担当地区制を実施)】

農業者の代表である農業委員は、担当地区において地域農業者の要望をくみ取り、これにきめ細かく応えていくとともに「地域の世話役」としての活動に積極的に取り組んでいきます。

主な活動内容は①農業者に対する相談・指導等、日常相談活動②農地法等法令業務、相続・贈与税等納税猶予制度、現地確認活動及び指導③遊休・耕作放棄地、無断転用等の点検活動及び指導(農地パトロール等の実施)などです。

農業、農地等に関しては地元の農業委員に、お気軽にご相談下さい。

地区	担当地区(行政区)	地区委員
天間林地区	上原子1・上原子2・白石・栗ノ木沢・白金・原子・柳平・尾山頭・向原子・坪1・坪2・坪3・後平・馬込・金木・金沢・天間蒼前1・天間蒼前2・曙・黄金	上野 貞次郎・天間 敏行 松山 茂
	市ノ渡・町1・町2・夏間木1・夏間木2・大沢・十枝内1・十枝内2・底田・古和備・鳥谷部・栄・手代森・向中野・諏訪・中野・長下・道ノ上・小又・森ノ上・森中・松ヶ沢・旭	鳥谷部 隆男・檜山 健悦 天間 正大
	原久保・中野団地・ききょう団地・桜木・千鳥・十字路・中嶋・天間1・天間2・天間3・天間4・寺沢・一本木・石沢・舟場向・狐久保・上野崎・下野崎	鳥谷部 長作・天間 六朗 天間 俊一
	花松・中嶋・長沢・附田・榎林1・榎林2・榎林3・昭和・二ツ森・貝塚・李沢・甲田	二ツ森 圭吉・中村 助定 金見 肇・福田 定右衛門
七戸地区	城内・下川向・上川向・上町・横町・下町・向町・新川原・新町・小川町・川原町・東大町・柏葉町・袋町・南浦	浦田 守・小栗 作之丞 岡村 茂雄・駒嶺 純一
	荒中見・蒼前・大荒・野沼寺・川去	山田 正・工藤 章 氣田 勉
	作田川目・館野・道地川目・倉岡川目・上川目	高田 武志・瀬川 秀義 和田 明彦

かたがえのない農地を守り、有効に利用しましょう！

遊休農地が発生すると

につながります



編集後記

7月20日新体制の下、私共が委員会より編集委員に指名されました。より親しみやすい紙面を念頭に置き編集に努めてまいりますので、よろしく願います。未曾有の大震災から半年が過ぎました。報道等によれば市街地、住宅地等のがれき撤去は一部を除きかなり進んでいる様ですが、農家の生活基盤である農地はほとんど手つかずの状態とのことです。早くがれきの撤去、除塩等の作業が進み営農が再開されることを望みます。(天間俊一)

編集委員長
編集副委員長
編集委員

天間俊一
氣田 勉
駒嶺純一・高田武志
天間正大

農 業 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

◇ 農地の売買、貸借、転用に関する Q&A ◇

農地は、国民の食料の安定供給を図るため重要な生産基盤です。このため、農家の皆様が所有する農地を移動する場合は農業委員会の許可を受けなければなりません。自分の農地だからといって許可を受けずに売買、貸借、転用することはできませんので、手続きが必要です。

今回は、よくある例を取り上げてみました。

Q1 農地を売買したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

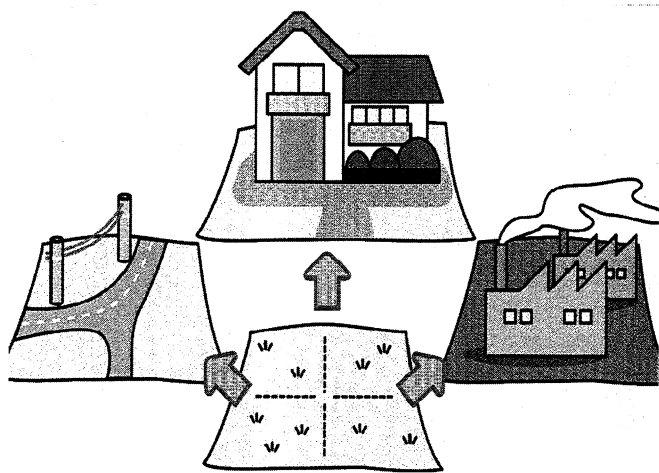
A1 耕作を目的に農地を売買する場合は農地法第3条の許可申請が必要です。このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方での申請となります。

Q2 農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どんな手続き必要ですか？

A2 農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合は貸し方、借り方の双方の合意による合意解約書届けが必要です。(届出の用紙は農業委員会にあります)

Q3 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？

A3 転用行為として農地法第4条の手続きが必要です。なお、申請地が農業振興地域整備計画の農用地区域の場合は、農振法による農用地区域からの除外の手続きが必要となります。※農振法の手続きには、概ね6ヶ月の期間がかかります。



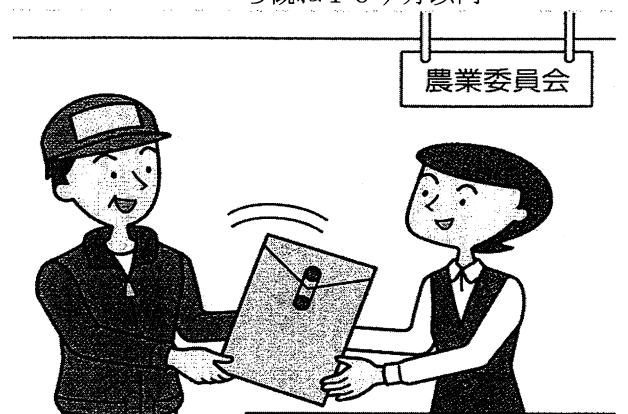
◇ 相続等によって農地の権利を取得したときは ◇

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨届出なければなりません。(届出の用紙は農業委員会にあります)

・**届出を要する方**⇒農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した場合

・**届出を要する権利**⇒所有権(相続、遺産分割など) 地上権、賃借権など

・**届出の時期**⇒権利を取得したことを知った時点から概ね10ヶ月以内



◇ 家族経営協定 ◇

家族経営協定とは農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し経営方針や役割分担等を話し合いにより取り決めるものです。

家族農業経営は家族だからこそ良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

家族経営協定では**1家族みんなが経営に参画・2女性農業者の地位確立・3後継者の自立を応援・4法人経営の確立を支援**する取り組みを4つの重要事項とし、家族みんなが意欲的に働くことの出来る環境整備を行い、農業経営の改善を目指します。

次のような時には、協定の更新・見直しをします。
①協定の1年更新、定期的な更新で協定参画者の意識を高める。
②家族構成員が変わった時(後継者が結婚など)
③経営内容に変化があった時(経営規模拡大、新しい作目の導入)
④家族の話し合いから協定内容を変更や新しい項目が必要になった時



七 戸 町 農 業 委 員 会

〒039-2792

七戸町字森ノ上131-4

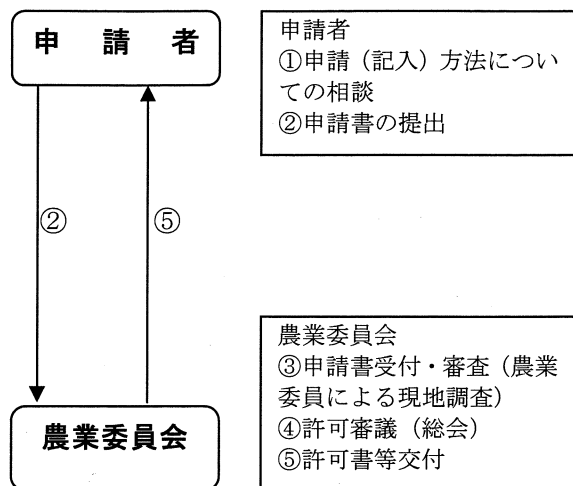
電話 0176-68-2967 F A X 0176-68-2486

農 業 委 員 会 の 法 令 業 務 に つ い て

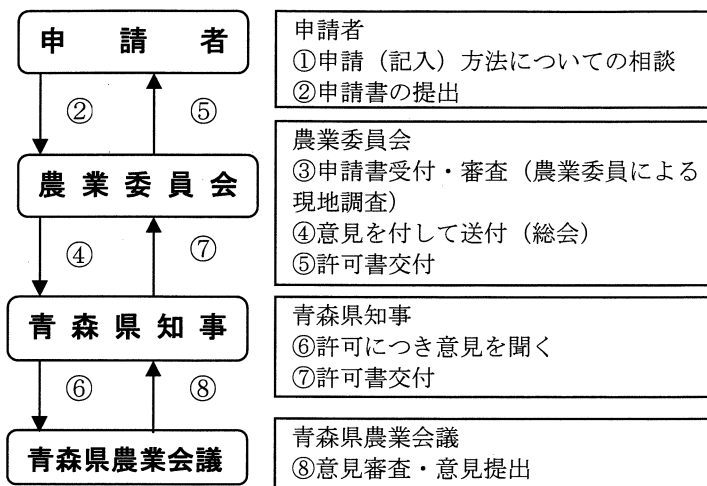
農業委員会の業務の柱は、優良農地を守り、有効利用するための取り組みです。法令に基づく必須の業務として農業委員会法に位置づけられております。法令業務のうち、農地の権利移動（農地法第3条）と農地転用（農地法第4条・5条）の許可事務の流れは下記のとおりです。許可等に関する審議は毎月20日（但し、20日が休日等の場合はその前日）に開催される農業委員会総会で行われます。

***農地法第3条**＝農地を農地のまま権利移転する場合 ***農地法第4条**＝農地を自分のために農地以外のものにする場合 ***農地法第5条**＝農地を農地以外のものにして権利移転をする場合

【農地の権利移動の場合（農地として利用）】



【農地転用の場合（農地以外として利用）】



*許可には、申請から権利移動は概ね1ヶ月、転用は県知事許可のため更に1ヶ月の処理期間を必要とします

◇農地法第3条の許可基準◇

（許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります）

- 今回の申請を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
（全部効率利用要件）
- 今回の申請農地を含め、耕作する農地の経営面積が50a以上であること
（下限面積要件）
- 申請者または世帯委員等が農作業に常時従事すること
（農作業常時従事要件）
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと
（地域調和要件）

◇申請書提出時に添付する書類◇

- ①申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ②耕作証明書③土地利用計画書または営農計画書（新規営農の場合）④その他農業委員会が必要とする書類

◇申請から許可が出るまでの期間◇

農業委員会では農地法第3条（農業委員会許可事案）申請に関する標準処理期間（申請から許可が出るまでの期間）を28日に定め迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

◇総会の会議録について◇

総会の会議録は農業委員会では閲覧ができません。詳しいことは、農業委員会事務局までお問合せください。

◇農地法第4・5条の許可基準◇

（一般基準と立地基準で審査をします）

***一般基準**・・・農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか

- 転用行為を行う資金及び信用があるかどうか
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか（地役権、仮登記など）
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するのかどうか

***立地基準**・・・周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか

⇒第3種農地とは（住宅地として整備されている場所）

☆水管、下水管が埋設されてある道路の沿道で申請農地から500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設が存在している地域☆住宅が連たんしている地域

※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可になる場合があります。転用申請する場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

◇申請書提出時に添付する書類◇

- ①申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書）②位置図③公図④配置図⑤平面図⑥農地転用計画書⑦資金証明書⑧その他農業委員会が必要とする書類

ただし次に該当する場合は許可できません

1. 農用地区域内にある農地（農林課で確認下さい）
2. 集団的に存在する農地（10ha）、その他良好な営農条件を備えている農地
3. 農地を転用して申請にかかる用途に使用することが事実と認められない場合
4. 周辺の営農条件に支障を来す恐れがあると認められる場合等